

平成 2 0 年度

高浜町人事行政の運営等の公表

高浜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 2 1 年高浜町条例第 4 号）第 5 条の規定に基づき、平成 2 0 年度高浜町人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

一部、平成 2 1 年 4 月 1 日現在の状況を公表しています。

1 職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況

平成20年度及び平成21年4月1日現在の部門別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区分		職員数		増減	主な増減理由
部門		平成20年度	平成21年度		
一般行政部門	議会	2	3	1	監査機能の充実による増
	総務	31	31		
	税務	7	8	1	地方税滞納整理機構への職員派遣による増
	民生	55	55		
	衛生	9	12	3	育児休業補充
	労働	-	-	-	
	農林水産	10	9	1	機構改革による事務の統廃合縮小
	商工	6	4	2	"
	土木	11	9	2	"
	小計	131	131		
特別行政部門	教育	41	41	-	
	消防	-	-	-	
	小計	41	41		
公営企業部門	病院	3	5	2	地域医療対策室を新設
	水道	6	6		
	下水道	8	7	1	公共下水等事業縮小による減
	その他	12	9	3	介護保険事業欠員不補充
	小計	29	27	2	
合計		201	199	2	

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

平成21年4月1日現在の定員適正化計画の数値目標及び進捗状況は、次のとおりです。

区分	区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計
職員数	当初計画	207	205	205	202	199	-	
	実績	200	196	195	-	-	-	
削減数	当初計画	-	2	0	3	-	-	
	実績	-	9	10	-	-	-	

(3) 平成20年度職員採用候補者試験の実施状況

平成20年度の職員採用候補者試験の実施は、次のとおりです。

ア 試験日程等

種類	試験区分	公告日	申込 受付期間	試験日		最終合格 発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務	H20 6月30日	H20 7月28日 ~ 8月18日	H20 9月21日	H20 10月22日	H20 10月30日
	保育士					
	保健師					

イ 申込者数、受験者数、合格者数及び競争倍率

種類	試験区分	採用 予定 数	申込 者数	1次試験		2次試験		競争 倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務	3	10	10	7	7	3	3.3
	保育士	2	9	9	4	4	2	4.5
	保健師	1	0	-	-	-	-	-
	計	6	19	19	11	11	5	3.8

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況

平成20年度の普通会計決算における人件費の状況は、次の表のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 (H21.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	平成19年度 人件費率
平成20年度	人 11,528	千円 6,927,428	千円 300,273	千円 1,250,381	% 18.04	% 18.30

(注) 人件費には、特別職職員に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況

平成20年度の普通会計決算における職員給与費の状況は、次の表のとおりです。

区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
平成20年度	人 171	千円 569,261	千円 42,244	千円 221,199	千円 832,704	千円 4,869

(注) 1 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員(一般行政職)の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

平成21年4月1日現在における職員(一般行政職)の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次の表のとおりです。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高浜町	41.0歳	289,900円	327,830円
福井県	43.2歳	354,127円	425,891円
国	41.1歳	325,113円	-

(注) 給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

(4) 職員の初任給の状況

平成21年4月1日現在における職員の初任給の状況は、次の表のとおりです。

区 分		高浜町	福井県	国
一般 行政職	大学卒	161,600 円	178,800 円	種 181,200 円 種 172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円

(5) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額

平成21年4月1日現在における職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況は、次の表のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 行政職	大学卒	238,030 円	261,050 円	309,736 円
	高校卒	210,800 円	246,450 円	289,000 円

(6) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況

平成21年4月1日現在における職員（一般行政職）の級別職員数の状況は、次の表のとおりです。

区 分	代表的な職名	職 員	構 成
1 級	主事、主事補	24 人	14.3%
2 級	主事、	52 人	33.1%
3 級	上席係長、係長	54 人	32.2%
4 級	課長補佐	15 人	9.0%
5 級	主幹	11 人	6.5%
6 級	課長	12 人	7%

(注) 高浜町職員の給与に関する条例（平成18年高浜町条例第22号。以下「給与条例」という。）に基づく給料表の等級区分による職員数です。

(注) 平成18年度から8級制を6級制に変更しています。

(7) 職員手当の状況（全会計）

ア 期末手当・勤勉手当

平成21年4月1日現在における期末手当・勤勉手当の状況は、次の表のとおりです。

高浜町	福 井 県	国
1人当たり平均支給額 (平成20年度)1,327千円	1人当たりの平均支給額 (平成20年度)1,895千円	-
(平成20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.0月分 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分	(平成20年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3/0月分 1.5月分 (1.6)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職政上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職政上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職政上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

イ 退職手当

平成21年4月1日現在における退職手当の状況は、次の表のとおりです。

高浜町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人当たり平均支給額 17,747千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額です。

エ 特殊勤務手当

平成 2 1 年 4 月 1 日現在における特殊勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

支給実績（平成 20 年度決算）	-
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度決算）	-

オ 時間外勤務手当

平成 2 1 年 4 月 1 日現在における時間外勤務手当の状況は、次の表のとおりです。

平成 2 0 年度決算	支給総額	1 5 , 1 5 8 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	7 6 千円
平成 1 9 年度決算	支給総額	1 5 , 1 4 2 千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	7 6 千円

カ その他の手当

平成21年4月1日現在におけるその他の手当の状況は、次の表のとおりです。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成20年度 決算)	支給職員1 人当たり平均 支給年額 (平成20年度 決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・その他扶養親族 (1人目) 配偶者なし 11,000円 その他 6,500円 (2人目以降) 6,500円 満16歳年度初めから満 22歳年度末までの子1人 につき、5,000円を加算	同じ		21,016千円	247,252円
住居手当	世帯主である職員に支給 ・自宅の新築又は購入から5 年にわたって 月額 2,500円 ・借家に係る12,000円を超 える家賃の額に応じて 最高月額 27,000円	同じ		3,899千円	155,972円
通勤手当	通勤距離2km.以上で 距離に応じて 月額 4,190円から 24,500円	異		7,253千円	59,451円
宿日直 手当	宿日直勤務を行う職員に支 給 1日 4,200円	同じ		5,692千円	93,312円
管理職 手当	管理・監督の地位にある職 員に支給 ・総務課長 6級 51,900円 ・総務課長以外の課長 6級 41,600円 ・主幹 5級 23,800円 ・保育所長 4級 29,800円 ・課長補佐及び保育所長 4級 22,000円	異	・分類される 職が異なる。	14,571千円	270,682円
管理職員 特別勤務 手当	管理・監督の地位にある職 員が週休日又は休日等に勤 務した場合に支給 (1勤務につき) ・2000円～4,000円 (6時間を超える場合) 100分の150を乗じた額た だし、1勤務につき12,000 円を限度	異	・分類される 職が異なる。		

(8) 特別職の給料、報酬等の状況

平成21年4月1日現在における特別職の給料、報酬等の状況は、次の表のとおりです。

区分		給料月額等
給料	町長	765,000円
	副町長	603,000円
報酬	議長	300,000円
	副議長	245,000円
	議員	235,000円
期末手当	町長 副町長	(平成21年度支給割合) 3.25月
	議長 副議長 議員	(平成21年度支給割合) 3.1月
退職手当	町長	(算定方式) 給料額 × 在職月数 × 0.45 (支給時期) 任期毎
	副町長	給料額円 × 在職月数 × 0.27 任期毎

(注) 町長については、平成21年4月1日より平成24年3月31日までの期間、附則により850,000円から10%減額

副町長については、平成21年4月1日より平成24年3月31日までの期間、附則により670,000円から5%減額

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等の状況

平成20年度の職員の勤務時間は、原則として次の表のとおりです。

勤務時間	午前8時30分から午後5時30分まで
休憩時間	午後零時から午後1時まで

(注) 公務の運営上の事情により異なる勤務形態の場合があります。

(2) 主な休暇及び休業制度の状況

平成20年度の職員の主な休暇、休業制度の状況は、次の表のとおりです。

区分	期間	取得状況
年次休暇	1年当たり20日	取得日数 平均 8.3日
病気休暇	90日以内 結核性疾患にかかり長期の療養を要する場合 1年以内	取得者 12人
介護休暇	配偶者、父母、子等を介護する必要がある場合 連続する6月の期間内において必要と認める期間	取得者 0人
育児休業	最長で子が3歳に達するまでの期間	取得者 3人

- (注) 1 職員の休暇等については、高浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年高浜町条例第13号)及び高浜町職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則(平成6年高浜町規則第11号)で定められています。
- 2 年次休暇及び夏季休暇については、1年単位で付与されるため、平成20年1月1日から同年12月31日までの取得状況を記載しています。
- 3 病気休暇、介護休暇及び育児休業の取得者は、平成20年度中に休暇等を開始した者の人数を記載しています。

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成20年度の分限処分の状況は、次の表のとおりです。

降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- (注) 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。
2 平成20年度中に分限処分を受けた職員数を記載してあります。

(2) 懲戒処分の状況

平成20年度の懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

- (注) 1 懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。
2 平成20年度中に懲戒処分を受けた職員数を記載してあります。

5 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、その根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」とされています（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第30条）。

さらに、次に掲げる義務、禁止及び制限事項が定められています。

- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（法第32条）
- (2) 信用失墜行為の禁止（法第33条）
- (3) 秘密を守る義務（法第34条）
- (4) 職務に専念する義務（法第35条）
- (5) 政治的行為の制限（法第36条）
- (6) 争議行為等の禁止（法第37条）
- (7) 営利企業等の従事制限（法第38条）

サービス規律確保の取り組みの状況

サービス規律の確保については、会議及び研修の機会を通じて、又は選挙前、年末年始等の機会を捉えて、通知文等により職員に周知徹底を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないとされています(法第39条)。

平成20年度の職員の研修の状況は、次のとおりです。

区分	研修名	研修期間 (日)	受講者数 (人)
独自研修	接遇研修	1	102
	管理監督者研修(人事評価)	1	29
委託研修	新規採用職員研修(保育所前期)	3	3
	新規採用職員研修(前期)	5	3
	新規採用職員研修(助言者)	1	2
	新規採用職員研修(中期)	4	3
	新規採用職員研修(後期)	4	3
	ステップ1研修	2	1
	ステップ2研修	2	4
	ステップ3研修	2	3
	ステップ4研修	2	3
	管理職研修	1	1
	財務諸表研修	1	1
	クレーム対応研修	1	2
	パワーアップ研修(財産法、地方自治法、ｺｰﾅｸﾞｽﾄﾙ)	3	11
	法務実務研修	1	2
	市町等職員研修	1	3
	若手職員スキルアップセミナー	1	5
その他研修	臨時職員等管理実務研修	2	1
	給与実務研修	2	1
	自動車安全運転センター	5	1
	緊急時広報研修	2	2

- (注) 1 独自研修とは、高浜町で独自に実施する研修をいう。委託研修とは、福井県自治研修所に委託して実施する研修をいいます。
- 2 派遣研修とは、他の研修機関に職員を派遣して実施する研修をいいます。
- 3 自己啓発とは、自己啓発を図るための活動に対し支援を行う研修をいいます。

(2) 勤務成績の評定の状況

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています(法第40条)

勤務評定は、能力主義及び成績主義を実現するための手段であり、各任命権者においては、こうした観点から、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価し、その結果を配置換えや昇任等の人事管理に活用することで、公務の能率的な運営を図っています。

本町では、「職員の勤務成績の評定煮関する要綱」(平成18年)に基づき次のとおり評定を行っています。

認定基準日	5月1日	11月1日
評定期間	前年11月1日~4月30日	5月1日~10月31日
評価(評語)	5区分(秀・優・良・可・不可)	

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進を目的とした各種健康診断等の厚生事業については、労働安全衛生法等に基づき実施しておりますが、平成20年度における実施状況は次のとおりです。

健康診断・検診名	受診者数	平成20年度決算額
定期健康診断	167人	1,824,149円
人間ドック	25人	

(2) 高浜町職員互助会事業の実績状況

職員の福祉向上と互助共済を目的とした事業については、職員による互助組織である「高浜町職員互助会」が主に実施することになっておりますが、平成20年度における実施状況は次のとおりです。

組織の名称	高浜町職員互助会		
組合員数	199人		
町補助金	85,210円		
主な事業	事業区分	事業内容	参加人数
	福利厚生	健康増進施設利用促進	延430人
	互助給付 (職員の掛金で運営)	職員の慶弔等	-

(3) 公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中でけがをしたり、仕事が原因で病気になったりしたときは、原則として公務災害として取り扱います。

平成20年度の公務災害発生状況は、次のとおりです。

町長部局	議会事務部局	教育委員会 事務部局	左記以外	計
0件	0件	0件	0件	0件

8 勤務条件に関する措置の要求状況

公平委員会において平成20年度に勤務条件に関する措置の要求として取り扱った事案はありません。

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

公平委員会において平成20年度に不利益処分に関する不服申立てとして取り扱った事案はありません。